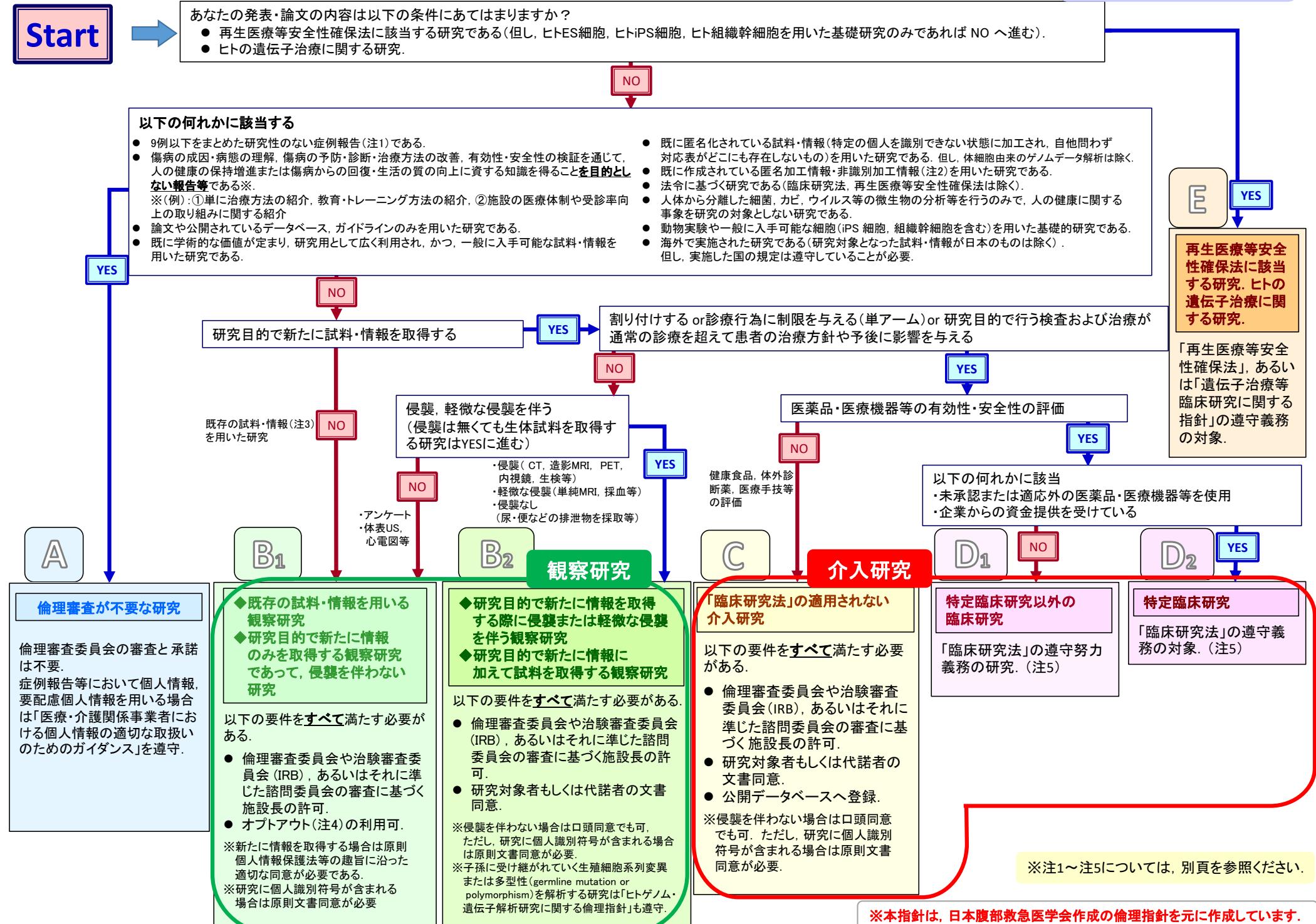


# JGES 応募演題・論文投稿のカテゴリーを判断するためのフローチャート

個々の研究については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づいて各研究者で確認すること。



# JGES 応募演題のカテゴリー分類

カテゴリー分類	倫理審査が不要な研究	A	JGES 応募演題のカテゴリー分類	
			概要	基準
観察研究	B1		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の試料・情報(注3)を用いる観察研究。 通常診療の情報や診療で採取された生体試料の余剰分を用いるもの等、通常の診療行為(判断)に何ら影響を与えることが無ければ、前向き後ろ向きを問わない。</li> <li>研究目的で新たに情報のみを取得する観察研究であって、侵襲を伴わない研究。 心電図、体表US検査、心的侵襲のないアンケートを実施するものが含まれる。</li> </ul>	
	B2		<ul style="list-style-type: none"> <li>研究目的で新たに情報を取得する際に侵襲または軽微な侵襲を伴う観察研究。 通常の診療行為(判断)に何ら影響を与えないが、研究目的にX線撮影、CT等を実施する研究が含まれる。</li> <li>研究目的で新たに情報に加えて試料を取得する観察研究。 通常の診療行為(判断)に何ら影響を与えないが、研究目的にCT、採血(通常診療に加えて量を追加する場合も含む)、組織採取等を追加する侵襲あるいは軽微な侵襲を伴うものと、排泄物の採取など侵襲を伴わないものがある。</li> </ul>	
介入研究	C		<ul style="list-style-type: none"> <li>「臨床研究法」の適用されない介入研究。 体外診断薬を用いた介入研究、医療手技や手術方法の評価を行う研究が含まれる。</li> </ul>	
	D1		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定臨床研究以外の臨床研究(「臨床研究法」の遵守努力義務の対象となる研究)。 既承認の医薬品・医療機器等を用いてそれらの有効性・安全性を評価する介入研究で、関連する企業から資金提供が無い研究が該当する。(注5)</li> </ul>	
	D2		<ul style="list-style-type: none"> <li>特定臨床研究(「臨床研究法」の遵守義務の対象となる研究)。 未承認・適応外の医薬品・医療機器等を用いる研究、または企業から資金提供を受ける介入研究が該当する。(注5)</li> </ul>	
認可厚労省	E		<ul style="list-style-type: none"> <li>再生医療等安全性確保法に該当する研究。</li> <li>ヒトの遺伝子治療に関する研究。</li> </ul> <p>※「再生医療等安全性確保法」、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を遵守</p>	※注1～注5については、別頁を参照ください。

### (注1)症例報告について

9例以下でも、診療の有効性・安全性の評価をするなど研究性のあるものは研究として扱います。

### (注2)匿名加工情報・非識別加工情報について

#### ● 匿名加工情報:

個人情報保護法で規定される個人情報の記述等の一部(個人識別符号に関しては全部)を削除する(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)ことにより、特定の個人を識別することができないように匿名加工基準に従って加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(例)民間事業者等が保有している個人にヒモづいた情報を加工して他の事業者に提供する際の情報。

#### ● 非識別加工情報:

行政機関または独立行政法人等の保有する個人情報で、非識別加工情報に係る加工対象とされる個人情報の記述等の一部(個人識別符号に関しては全部)を削除する(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)ことにより、特定の個人を識別することができないように匿名加工基準に従って加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(例)行政機関等に請求して取得する情報。

- ・住民台帳を基にして、個人情報が加工された地域の家族構成の情報を取得。
- ・介護保険情報を基にして、個人情報が加工された地域の介護状況の情報を取得。

### (注3)既存試料・情報とは

通常診療や他の研究など当該研究とは異なる目的で研究対象者から取得された試料・情報を指します。前向き・後ろ向きは問いません。

### (注4)オプトアウトとは

当該研究について情報を研究対象者等に直接通知するか、または当該施設の掲示板やホームページ上で公開し、研究対象者等が研究への参加を拒否する機会を保障するものを指します。

同時に拒否の意思表示を受け付ける窓口(連絡先)を明示する必要があります。

### (注5)臨床研究法の適用対象期間について

「臨床研究法」が適用される研究であっても、2018年4月1日以前から実施されている研究であって、2019年3月31日までに終了する研究については、「医学系指針」に従って実施されていれば、発表してもかまいません。